

第 4 回地域医療構想策定委員会における意見と対応について

区 分	意 見 の 内 容	対 応 (記 載 事 項)	構 想 案 ペ ー ジ
病床数の必要量の推計について	病床数の必要量の推計値は、医療・介護関係者等が将来の医療提供体制について一緒に考え、自主的に取り組むための参考値であって、病床削減の目標値ではないという推計値の持つ意義についてしっかり周知を図ってほしい。また、今後とも目標値とならないよう留意してほしい。	2025年度の病床数必要量の推計値は、国が定めた一定の仮定等に基づき算出したものであり、県による病床数の削減目標ではないことなどを明記しています。	1 19 29
	信州大学医学部附属病院や県立こども病院は、全県を見据えた入院医療を行っている医療機関であることを記載してほしい。	9ページの入院医療機関の状況に、信州大学医学部附属病院は高度な医療の提供などを行う特定機能病院として、また県立こども病院は総合周産期母子医療センターとして、全県を対象とした医療を担っている旨を記載しました。 また、54ページの将来の医療提供体制を実現するための施策に、信州大学医学部附属病院等が担っている全県を対象とした3次医療については、今後とも維持・充実を図っていく必要があることを記載しました。 (この機能に伴う病床数の推計については、医療機関所在地ベースの推計を基本とすることにより松本区域の推計に反映されています。)	9 54
	病床機能報告制度における病床の機能区分と地域医療構想における機能区分は、単純に比較することができないものであることを明記してほしい。	病床機能報告制度と地域医療構想における機能区分の違いを記載しました。	20 21
療養病床について	地域医療構想では、療養病床に入院する患者のうち医療区分1の患者の7割を在宅医療等で対応することとして将来の医療需要を推計しているが、現実的には在宅での受け入れが困難なため退院できない患者が多いことから、患者の行き場がなくなることをないようにしてほしい。	病床の削減については、地域における在宅医療や介護サービスの充実など、患者が病床以外でも療養生活を継続できる地域包括ケア体制の構築を先行して考えていくことが必要な旨を記載しました。	24

区分	意見の内容	対応（記載事項）	構想案ページ
療養病床について	平成29年度末に廃止が予定されている介護療養病床と看護職員配置25対1の医療療養病床については、廃止後の受け皿になる新たな施設類型について国で検討が進められているところであるが、転換を進めるには診療報酬上のメリット等のインセンティブが必要である。	地域医療構想策定委員会や地域医療構想調整会議から意見があることを記載しました。	26
将来の医療提供体制を実現するための施策 （病床機能の分化・連携）	高度急性期や急性期の入院医療で一時的に医療圏外へ行くことがあっても、回復期や慢性期は住み慣れた医療圏で受けられるようにするなど、そこに住む人たちにとって、できるだけ近くで受診できる体制を整備していくことが望ましい。	市町村や医療関係者等と地域の病床構成の情報などを共有するとともに、地域で不足する回復期機能などの病床機能への転換に向けた関係者の自主的な取組を支援することを記載しました。	55
将来の医療提供体制を実現するための施策 （在宅医療等の体制整備）	在宅医療の普及には訪問看護ステーションの役割が重要なため、訪問看護ステーションの現状を分析する必要があります。	訪問看護ステーション数と訪問看護師数の推移を示した上で、訪問看護師の確保と資質の向上について記載しました。	57 58
	在宅医療の体制整備は医師や看護師の他、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士など多職種の連携の中で進めていくことを盛り込んでほしい。	在宅医療の推進にあたっては、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士、介護支援専門員等の多職種の専門性を尊重したチーム医療により、必要な医療・介護サービスが受けられる体制の構築を目指すことを記載しました。	57
	訪問看護は在宅医療の中で大きな役割を果たしているが、訪問看護師は不足している。訪問看護師が増えない要因に、訪問看護ステーションは少人数で運営しているため看護師が研修に出られないことがある。在宅医療の充実には、訪問看護師の研修のシステム化が必要である。	公益社団法人長野県看護協会と連携し、訪問看護に携わる看護職の確保、訪問看護事業所の運営等に関する体制強化への支援、訪問看護に関する専門研修を実施することを記載しました。	58
	人生の最終段階における医療（ターミナルケアや看取り）に関する国民的な議論が必要である。	人生の最終段階における医療（終末期医療）や看取りのあり方等について、医師会や医療機関等が行う県民への普及啓発の取組を支援することについて記載しました。	59
将来の医療提供体制を実現するための施策 （医療従事者・介護人材の確保・養成）	看護職が役割を果たすことで医師が不足しているところでもうまく機能するような方策を検討してほしい。	専門看護師や認定看護師の養成を図ることを記載しました。	60
	介護施設等の医療ニーズへの対応力を高めることによって一定の患者を施設で受け入れられるような施策を進めないと在宅への移行の課題は解決しない。	介護職員が喀痰吸引・経管栄養などの医療的ケアを安全かつ適切に提供するための研修の実施などにより、介護施設等での受け入れを進めることを記載しました。	61